

協定の要旨

1. 災害時の連絡体制の確立
2. 電気設備等の優先的な復旧、施設の提供
3. 人員・資機材の搬送
4. 定期的な訓練・会議の実施

➤災害（法第2条第1項）

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象…(略)…政令で定める原因により生ずる被害をいう。

第七管区海上保安本部（指定地方行政機関）

第77条第1項

○災害発生時、所掌事務に係る応急措置

第80条第2項

○応援要請に対し、正当な理由がない限り対応

災害対策基本法
による関係

九州電力、中国電力（指定公共機関）

第80条第1項

○災害発生時、所掌業務に係る応急措置

第80条第2項

○応急措置を行う際、必要に応じ応援要請

➤海上保安庁防災業務計画

災害が発生したときの災害応急対策 緊急輸送（人員・物資）（第1段階：避難期 第2段階：輸送機能確保期、第3段階：応急復旧期）

➤指定公共機関の指定（令和元年7月1日施行）

災害対策基本法第2条第5号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（内閣府告示）

協定締結状況

- 平成31年3月6日：十管区⇔九州電力株式会社
- 令和2年1月24日：六管区⇔中国電力株式会社
- 令和2年6月29日：六管区⇔四国電力株式会社
- 令和3年2月9日：八管区⇔中国電力株式会社

覚書・連携文書 署名状況

- 令和3年3月1日：五管区⇔関西電力株式会社
- 令和3年4月1日：八管区⇔関西電力株式会社
- 〃：八管区⇔北陸電力株式会社
- 令和3年10月6日：九管区⇔北陸電力株式会社
- 令和3年11月12日：九管区⇔東北電力株式会社

※ 上記電力会社については、送配電株式会社等も含む